明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第五条　電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「（以下この条」を「（以下この項」に改め、同条第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「新消費税法施行令」を「消費税法施行令」に、「同条第八号カ」を「同条第八号ヨ」に改める。

（平成二十八年消費税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第六条　消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第二条第二号中「附則第五条」を「附則第五条第一項」に改める。

附則第三条第一項中「第三十五条第一号」を「第三十四条の二第二号」に改め、「、同条第二号に規定する喫茶店営業」を削る。

附則第四条の見出し中「三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「元年軽減対象資産の譲渡等」に改め、同条中「三十一年適用日」を「元年適用日」に、「三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「元年軽減対象資産の譲渡等」に改める。

附則第五条中「三十一年適用日」を「元年適用日」に、「平成三十五年九月三十日」を「令和五年九月三十日」に、「この条」を「この項」に、「同項各号」を「同項第一号」に、「三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「元年軽減対象資産の譲渡等」に、「「同項」を「「同条第一項」に、「とする」を「と、同項第二号中「百十分の百」とあるのは「百十分の百（当該課税仕入れが他の者から受けた所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第三十四条第一項に規定する元年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、百八分の百）」とする」に改め、同条に次の一項を加える。

２　令和二年四月一日から令和五年九月三十日までの間における所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第六条の規定による改正後の消費税法第十二条の四第二項に規定する調整対象自己建設高額資産に係る消費税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第百十四号）第一条の規定による改正後の消費税法施行令第二十五条の五第三項の規定の適用については、同項中「百十分の百」とあるのは「百十分の百（当該課税仕入れが他の者から受けた所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第三十四条第一項に規定する元年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、百八分の百）」と、「し、同項」とあるのは「し、法第十二条の四第二項」とする。

附則第六条第一項中「三十一年適用日」を「元年適用日」に、「平成三十五年九月三十日」を「令和五年九月三十日」に改め、同項第一号及び第二号中「三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「元年軽減対象資産の譲渡等」に改める。

附則第七条（見出しを含む。）中「三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「元年軽減対象資産の譲渡等」に改める。

附則第八条の見出し中「三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「元年軽減対象資産の譲渡等」に改め、同条第一項中「三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「元年軽減対象資産の譲渡等」に改め、同条第二項中「三十一年適用日」を「元年適用日」に、「平成三十五年九月三十日」を「令和五年九月三十日」に、「三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「元年軽減対象資産の譲渡等」に改める。

附則第九条（見出しを含む。）中「三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「元年軽減対象資産の譲渡等」に改める。

附則第十条中「三十一年適用日」を「元年適用日」に、「平成三十五年九月三十日」を「令和五年九月三十日」に、「三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「元年軽減対象資産の譲渡等」に改める。

附則第十一条中「三十一年適用日」を「元年適用日」に、「平成三十五年九月三十日」を「令和五年九月三十日」に改め、同条第二項中「平成三十一年十月一日」を「元年適用日」に、「平成三十五年九月三十日」を「令和五年九月三十日」に改める。

附則第十二条中「三十一年適用日」を「元年適用日」に改める。

附則第十三条の見出し中「三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「元年軽減対象資産の譲渡等」に改める。

（平成二十八年消費税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正に伴う経過措置）

第七条　令和二年六月一日から令和三年五月三十一日までの間における前条の規定による改正後の消費税法施行令等の一部を改正する政令附則第三条第一項の規定の適用については、同項中「その他」とあるのは、「、同号に規定する喫茶店営業その他」とする。

（平成三十一年消費税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第八条　消費税法施行令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第一号中「平成三十一年五月一日」を「令和元年五月一日」に改め、同条第二号中「平成三十一年七月一日」を「令和元年七月一日」に改め、同条第三号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令の一部改正）

第九条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

２　消費税法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「経過した日」とあるのは、「経過した日（消費税法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係るこれらの規定に規定する消費税申告書の提出期限の翌日）」とする。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令の一部改正）

第十条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十九年政令第百三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

３　消費税法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「経過した日」とあるのは、「経過した日（消費税法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係るこれらの規定に規定する消費税申告書の提出期限の翌日）」とする。

第八条第一項第一号及び第二項第一号中「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に改める。

酒税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三